千葉市統合滞納管理システムの標準化に係る

情報提供依頼書

令和７年８月１５日

千葉市財政局税務部納税管理課

## 情報提供依頼の背景・目的

令和３年９月１日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方自治体は対象の２０業務を標準化・共通化システムへ移行することが求められているなか、本市では令和５年３月に「千葉市自治体情報システムの標準化に関する全体計画書」を策定し、対象業務の標準準拠システムへの移行に取り組んでおります。こうした取り組みのなかで、統合滞納管理システムの標準化に向け、各事業者の標準準拠システムの提供意向をはじめとした標準化に係る動向について把握することを目的とし、統合滞納管理システムの標準化に係る情報提供依頼（ＲＦＩ）を実施します。

## 標準化に係る千葉市の方針

本市では、令和７年度末までに標準化対象２０業務を一括移行することを目指して標準化を推進してきましたが、統合滞納管理システムを含む一部のシステムについては、令和５年９月に改定された標準化基本方針に基づいて移行困難システム（現在は特定移行支援システム）としてデジタル庁へ申請し、令和１０年度以降の移行を予定しています。

## 情報提供依頼内容

以下に関する情報提供を依頼します。回答については資料６「標準準拠システム利用方針」を確認のうえ作成してください。

|  | 項目 | 内容 | 回答様式 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 標準準拠システムの提供意向に係る調査事項に対する回答 | 令和１０年度以降の移行（稼働）における各事業者の標準準拠システムの提供（入札への参加）意向などに係る調査事項に対してご回答ください。 | 資料５「情報提供回答書」 |
| ２ | （貴事業者の）標準準拠システムに係る調査事項に対する回答 | 各事業者の標準準拠システムの製品の名称、処理の形態、製品の特長、政令市での稼働実績などに係る調査事項に対してご回答ください。 |
| ３ | 導入に係る調査事項に対する回答 | 各事業者の標準準拠システムが想定するサーバサイド／クライアントサイドのシステム環境、導入に要する期間などに係る調査事項に対してご回答ください。 |
| ４ | 運用保守に係る調査事項に対する回答 | 各事業者の標準準拠システムが想定する運用保守の形態、標準仕様書の改定版の実装の考え方などに係る調査事項に対してご回答ください。 |
| ５ | その他特記事項 | 以上のほかに特別に記しておくべき重要な事項があればご記載ください。 |

システム更改に係る費用の概算見積等については、以上の回答の状況に応じて、改めて依頼させていただく予定です。

## 千葉市提供書類一覧

情報提供依頼（ＲＦＩ）を実施するにあたって本市が各事業者に提供する書類は以下のとおりです。

| 資料名 | 内容 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 資料１ | 情報提供依頼書 | 本書類 | 本市ホームページで提供しています |
| 資料２ | 参加表明書 | 本件への参加（または不参加）を表明いただく書類 |
| 資料３ | 質問票 | 本件に関して質問がある場合に記載いただく書類 | 参加を表明いただいた事業者に電子メールで提供させていただきます |
| 資料４ | 回答不可連絡票 | 参加表明後に情報提供回答が不可となった場合に記載いただく書類 |
| 資料５ | 情報提供回答書 | 情報提供依頼（ＲＦＩ）に関する回答を記載いただく書類 |
| 資料６ | 標準準拠システム利用方針 | 本市の標準準拠システムの利用に係る現時点の想定について整理した書類 |

　資料６「標準準拠システム利用方針」のなかでは、統合滞納管理システムを統一滞納管理システムとして表記していますので、お手数ですが読み替えていただきますようお願いします。

## 情報提供依頼要領

（１）参加表明

　本件への参加は参加表明を前提とします。電子メールに記載した参加表明書を添付し期間内に以下の提出先へご送付ください。参加を表明いただいた事業者に本件に関する各種書類を電子メールで提供させていただきます。

【提出書類】

　資料２「参加表明書」

【期間】

令和７年８月２９日まで

【提出先】

|  |  |
| --- | --- |
| 宛先 | 千葉市財政局税務部納税管理課 |
| メールアドレス | nozei.FIT@city.chiba.lg.jp |
| 件名 | 【千葉市・統合滞納管理システム】ＲＦＩ参加表明書 |

（２）情報提供依頼（ＲＦＩ）に関する質問

本件に関する質問については、参加表明後に本市から提供する書類に含まれている質問票に記載のうえ、期間内に以下の提出先へ電子メールでご送付ください。

【提出書類】

　資料３「質問票」

【期間】

令和７年９月５日まで

【提出先】

|  |  |
| --- | --- |
| 宛先 | 千葉市財政局税務部納税管理課 |
| メールアドレス | nozei.FIT@city.chiba.lg.jp |
| 件名 | 【千葉市・統合滞納管理システム】ＲＦＩ質問票 |

（３）回答不可連絡

参加表明後に情報提供回答が不可となった場合については、参加表明後に本市から提供する書類に含まれている回答不可連絡票に記載のうえ、期間内に以下の提出先へ電子メールでご送付ください。

【提出書類】

　資料４「回答不可連絡票」

【期間】

令和７年９月１２日まで

【提出先】

|  |  |
| --- | --- |
| 宛先 | 千葉市財政局税務部納税管理課 |
| メールアドレス | nozei.FIT@city.chiba.lg.jp |
| 件名 | 【千葉市・統合滞納管理システム】ＲＦＩ回答不可連絡票 |

（４）情報提供回答

　情報提供依頼（ＲＦＩ）に関する回答については、参加表明後に本市から提供する書類に含まれている情報提供回答書に記載のうえ、期間内に以下の提出先へ電子メールでご送付ください。

【提出書類】

　資料５「情報提供回答書」

【期間】

令和７年９月１２日まで

【提出先】

|  |  |
| --- | --- |
| 宛先 | 千葉市財政局税務部納税管理課 |
| メールアドレス | nozei.FIT@city.chiba.lg.jp |
| 件名 | 【千葉市・統合滞納管理システム】ＲＦＩ回答書 |

（５）特記事項

・ 用語は一般的なものを使用してください。貴社独自と思われる用語を使用する場合は一般的なもので注釈を付けてください。

・ 以上の提出先へ送付いただくにあたっては本市の電子メールの仕様上１０ＭＢ／通を超えることがないようにご送付いただきますようお願いします。

・ 情報提供回答書については必要に応じて回答の内容に対しヒアリングさせていただく場合がありますのでご協力のほどお願いします。

## 留意事項

・ 本市が提供する書類については、本書類に関する作業以外の目的で使用しないでいただきますよう、また本市の許可なく複写または複製しないでいただきますよう、お願いします。

・ 本書類に関する作業に係る一切の費用は各事業者でご負担いただけますようお願いします。

・ ご送付いただいた書類については、如何なる理由があっても返却しないこと、また本市の関係部門で情報共有のほか国・県への報告等のために利用させていただく場合があることを、ご了承ください。

《お問い合わせ》

〒260-8722

千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市財政局税務部納税管理課管理班

電話043-245-5127

電子メールnozei.FIT@city.chiba.lg.jp